

国の施策及び予算に関する
指定都市市長会・中核市市長会
共同提言

指定都市市長会
中核市市長会

令和6年11月

目次

はじめに	1
【重点提言】	
1 こども・子育て政策の充実	2
2 デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の 推進	5
【通常提言】	
3 脱炭素社会の実現	9
4 物価高への対応に要する財政措置等	10
5 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正	10
6 二市長会との定期的な協議の場の設置	12
7 地方分権・地方制度改革の一層の推進	12
8 地方税財政制度の再構築	14
9 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の 拡充等	16

はじめに

指定都市・中核市では、社会情勢の変化に伴う財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の措置は十分とはいえない。さらに国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高への対応や、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめとした、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靱化の取組などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて難しい状況に置かれている。

また、これまで地方創生の取組を進めてきたものの国全体での人口減少や東京一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、引き続き地方が厳しい状況にある。

このような状況の中でも引き続き、こども・子育て政策の充実を図り、少子化・人口減少対策に向けた取組や、デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組等、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要がある。

日本の総人口の約4割が居住する指定都市・中核市は、国とともにこうした状況に対処するとともに、一層地方創生を牽引する先導的役割を果たすことが求められている。

そこで、指定都市・中核市がその役割を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和6年11月19日

指定都市市長会
中核市市長会

重点提言

1 こども・子育て政策の充実

(1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施にあたっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保するとともに、指定都市と中核市の意見を十分踏まえること。

特に、妊娠時から出産・子育てまでにかかる経済的支援と伴走型相談支援をパッケージで行う「出産・子育て応援交付金」については、令和7年度から恒久的な制度とされたところであるが、「妊婦のための支援給付」にとどまらず、「妊婦等包括相談支援事業」についても、全額国費で事業を実施できるよう財政措置を講ずること。

加えて、児童手当の所得制限撤廃、支給期間の延長及び多子加算の拡充にあたっては、令和8年度に創設される「子ども・子育て支援納付金」を財源の一つとして位置付けることと示されているが、地方財政にも相当な財政負担を強いられるおそれがあるため、地方の負担増加分については、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

(2) 各地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成やひとり親家庭医療費助成等について、各地方自治体で認定基準や助成範囲が異なり、地域によって助成内容に差異が生じている。国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、子育て家庭の経済的負担軽減のためにも、統一的な医療費助成制度を創設すること。また、保育料の負担軽減についても、各地方自治体が独自に取り組んでいるため、まずは国において、多子世帯の負担軽減について、所得制限や年齢制限の撤廃など、抜本的な見直しに取り組むこと。

(3) 教育・保育の担い手となる人材の確保・定着のため公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額及び処遇改善分の教育・保育人材への適切な配分の制度的保証を図るとともに、特定教育・保育施設のみならず、様々な施設・事業に従事する全ての教育・保育人材にも同様の処遇改善を行うための支援を行うこと。

また、施設が安全・安心な保育を提供かつ安定的な運営を確保できるよう保育士配置基準及び公定価格の見直し、並びに地方自治体を実施する保育士等確保策への財政措置や保育所等施設整備に係る所要の財源の確保並びに補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。

加えて、アレルギー対応に係る栄養士等の専門職の確保及び医療的ケア児等の保育所等への受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図るとともに、障害福祉施設や幼稚園等においても、受入促進が図られる体制整備や支援措置を講ずること。

(4) 放課後児童クラブ等において、放課後児童支援員等のスキルアップ、要配慮児童への加配対応等をはじめとする質の向上、放課後児童支援員等人材確保のための処遇改善及び効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料、施設・設備整備について、財政措置の拡充を図ること。また、一部自治体においては、仕事と子育てが両立できる環境を整備するために、放課後児童クラブ等の待機対策、学校の開門までの朝の居場所の確保などを開始しているが、社会の働き方改革が十分に進むまでの間、これらの取組に対し財政措置を講ずること。

(5) 本来の教科教育の対応に加え、いじめや不登校等の対応により在校等時間の増加等、教職員の勤務環境が大きく変化していることから、令和6年8月に中央教育審議会が答申した『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の内容を踏まえ、国の責任において、教師の処遇改善及び必要な財政措置を確実に講ずること。

(6) 特別な支援を必要とする児童・生徒のための理学療法士や医療的ケア看護職員など専門人材の基礎定数化や、特別支援学級や通級指導教室等の加配定数の見直し、養護教諭の全校複数配置、実状に見合った体制整備を図るとともに、配置に必要な財政措置を講ずること。

また、いじめ対策・不登校児童生徒等に対する支援を担当する教員の加配を増員するとともに、常勤のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教育支援センターの相談員などの専門人材について教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

(7) 令和3年3月の義務標準法の改正により、段階的に小学校の全学年で学級編制の標準が35人に引き下げられることになったが、中学校における35人学級導入についても、改定を早期に決定するとともに、働き方改革にも資する教科担任制等の加配を、教科の枠を拡大させる等充実させること。さらに、これらの改定・拡充にあたっては他の加配からの振替によることがないように進めること。

(8) こどもの心身の健全な発達に資する小中学校及び幼児教育・保育施設等における給食について、食材料費高騰の状況や、独自の助成制度を実施する地方自治体が増加している状況に鑑み、給食費の利用者負担額について地方自治体間で格差が生じないように、国の責任において、無償化をはじめとした恒久的な制度を創設するとともに、必要な財政措置を講ずること。

(9) 中学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、各地方自治体では、地域の実情等に応じて可能な限り早期に、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行を目指している。

地域連携を進めるにあたっては、部活動指導員等への報酬が、また、地域クラブ活動への移行を進めるにあたっては、質の高い指導者を確保するための経費や地域クラブ制度を運用していくための運用管理費、また空調費を含めた施設使用料などが各地方自治体の負担となり、今後、地方自治体の財政を大きく圧迫する可能性があるため、補助制度の創設など十分な財政措置を講ずること。

(10) 「GIGAスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするため、LTE等のモバイル回線モデルを含めた学習用端末の通信費、更新費及び学級増に伴う充電保管庫の設置費などのほか、学習者用デジタル教科書や各種学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費、授業目的公衆送信補償金などについて、小学校から高等学校段階も含めて全額国庫補助により十分かつ継続的な財政支援を講ずること。

また、GIGAスクール運営支援センター整備事業について、令和6年度で補助事業を廃止する方針となっているが、運営支援センターの機能はGIGAスクール構想の実現や教員の働き方改革の面でも実施が不可欠な機能であることから、令和7年度以降も補助事業とし、各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、故障に対する修理やアクセスポイントの更新など端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費、通信費への財政措置の更なる充実を図るとともに、ICT支援員の配置に係る費用についても、1校1人配置とするなど十分な財政措置を講ずるとともに、その労務管理等に要する経費等についても、適切に財政措置を講ずること。

2 デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対応においては、令和5年9月に、標準化の推進に関する基本的な事項について定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定された。この中で、令和7年度に集中することが想定される標準準拠システムへの移行作業について、移行時期の分散が必要とされているが、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムを除き、令和7年度末までに移行することは堅持されている。

しかしながら、特に扱うデータ量も多く、複数のベンダ間の調整が必要となる傾向がある指定都市や中核市といった大規模都市にとって、短期間での移行作業の遂行は、移行経費を増大させているだけでなく、ベンダの確保自体を困難にしている。また、移行に伴い、標準準拠システムとは別で構築せざるを得ない機能が存在することも、移行経費を増大させる要因となっている。

一方で、デジタル基盤改革支援補助金は、昨年度、総務省が地方自治体に対して行った移行経費調査をもとに補助上限額が見直されたものの、対象事業や期限等は従前のままとされており、移行経費全体を賄えるものではない。標準化事業は国策として実施されるものであるため、標準化対応に必要な作業はすべて補助対象とし、上限額を定めるのではなく、全額国庫負担とすること。

(2) 移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、主務省令において、システム毎に移行完了期限が設定されることとされ、令和6年3月には移行困難システムの把握に関する調査結果が公表された。しかしながら、この調査時点に比べて移行困難システムは増加しており、移行可能な時期を見極めることが更に困難な状況となっている。こうした実態を踏まえ、地方自治体が円滑で安全な移行ができるよう、移行の時期について柔軟に対応するとともに、デジタル基盤改革支援基金の設置期間を延長し、デジタル基盤改革支援補助金については、移行完了まで確実に措置すること。

また、令和7年度末までの移行が困難なシステムについて、令和7年度末までに「データ要件の標準」に関する標準化基準に適合させる要件や対応範囲を早急に確定し、情報提供を行うとともに、これに伴う所要の経費についても全額デジタル基盤改革支援補助金の対象とすること。さらに、本事項については、令和6年3月28日付、デジタル庁事務連絡において、標準準拠システムへの移行作業に注力し、デジタル庁からの方針が示された後に対応するよう示されているが、早急に要件・対応範囲を確定しなければ、予算確保ができず、令和7年度までに対応することが困難とな

る可能性があるほか、事業者間の調整等に要する自治体職員の負担が増える可能性もあるため、地方自治体の負担が増えることのないような対応方針とすること。

- (3) ガバメントクラウドへの移行が国の方針として進められていることを踏まえ、利用料を早急に提示するとともに、各地方自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークの整備に係る費用、移行前の運用経費、ガバメントクラウド利用料など必要経費を、令和8年度以降においても国が全額負担すること。

ガバメントクラウド利用料について、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるためには、地方自治体がクラウド環境に合わせてシステム運用を見直す必要もあるが、国においてもクラウド事業者との協議による特別な料金設定や為替リスクへの対応を行うとともに、それでも不十分であれば一定負担する等、地方自治体の負担が増えることのないようにすること。

- (4) ガバメントクラウドについては、行政サービスに密接に関わるため、システム障害や情報セキュリティ事故等が発生しないようにするとともに、これらが発生した際には短時間でサービスの復旧が図れるよう、十分考慮したものとする。また、障害発生やメンテナンス実施時の地方自治体との情報連携手段や、適時・適切な情報共有を図るためのフローの確立等、行政サービスへの影響を最小限に留めるためのサポート体制を充実させること。

- (5) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、地方自治体がシステム移行を一斉に行うという、これまでになく大規模プロジェクトである。これまで、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定や標準仕様の改版などが実施されたが、今後も、様々な法改正や制度改正等が予定されている中で、標準準拠システムへの移行を行いながら同時並行的にこれらの対応を行わなければならない状況になっていることは、各自治体や、作業を受託する事業者に大きな負担を生じさせているだけでなく、システムの品質低下を招き、安定的なシステム運用に大きな支障をきたすものと懸念している。

特に指定都市や中核市のように、一定の処理件数があり自前のシステムで工夫を凝らしてきた大規模自治体では、標準準拠システムの導入が不安視されていることから、行政サービスの低下に直結する稼働後のトラブルを避けるためにも、改定などを行う場合には自治体や事業者の事情を踏まえた適切な適合基準日を設定するなど、各自治体が移行に向けた作業を安

心して進められるよう、国が主体的に整理し、主導的役割を發揮すること。

- (6) デジタル分野の技術は日々更新されていることから、デジタル関連計画については常に最新技術に合わせた内容に見直しを図るとともに、地方自治体がデジタル・トランスフォーメーションを進めるのに必要となる柔軟な相談体制の構築及び法整備、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、国における行政のデジタル化の検討においては、住民との接点が多くその現場となる市区町村の意見を反映することができるよう、デジタル改革共創プラットフォームのような国と地方自治体の職員個人レベルの意見交換に加えて、デジタル庁や各府省と指定都市市長会や中核市市長会などの組織間や業務ごとの意見交換の場を設けること。

- (7) マイナンバー制度を所管する国において、国民の理解が得られる制度の構築と丁寧な説明などにより、制度の信頼を確保すること。

また、マイナンバーカードの更新需要に加え、健康保険証の一体化、公金受取口座の登録など、マイナンバーの利活用に関する国の取組を地方自治体が支援する場合に必要な経費について、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体内での準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。

- (8) マイナンバー法等の一部改正により、戸籍等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加することとなるが、令和6年8月に法務省のオンライン説明会が開催され、戸籍の届出としての厳格な窓口対応を行うこと並びに補助対象が通知書の作成及び郵送にかかる経費に限られることが明示された。施行日から1年間と限られた期間で全国民に適正な手続きを促すことは、窓口対応等相当な業務増が見込まれるが、地方自治体の人的資源には限界があることから、戸籍氏名の振り仮名記載に係る委託可能な業務の範囲に柔軟性を持たせるとともに、戸籍事務は法定受託事務であるため、これらに係る経費を含め、当該事業に係る経費は国の責任において全額負担すること。

また、地方自治体が効率的かつ最小限度の負担で本事業に対応できるよう、現場の実情を踏まえ、国の責任において、改善策を早急に検討し、確実に実施すること。

加えて、地方自治体が体制整備に万全を期することができるよう、地方自治体が担う各業務工程の詳細など、事業実施に必要な情報を直ちに明示すること。

(9) スマートシティの推進に向けた MaaS 等の取組が各市で検討、実証・実装され始めている中、新たな取組は他の都市に横展開することで広く都市機能や行政サービスの向上に資することから、調査研究事業をはじめ実証実験等の先駆的事業や、先進的事業の横展開に資する取組に対して積極的かつ柔軟な財政的・技術的支援及び事例に関する情報提供を行うこと。

また、スマートシティの推進に向けて、分野や自治体、官民の垣根を越えた広範なデータの流通を促進するため、データ連携基盤のハード整備に加え、データの規格統一などの取組を国において整備すること。

(10) 官民間問わず希少なデジタル人材について、外部人材にかかるシェアの仕組みについては一定の整理がなされたが、行政内部のデジタル人材のシェアについては地方自治体の自主的な取組に委ねられている。行政内部のデジタル人材についても、国と地方自治体間や地方自治体間相互における、人材をシェアする流動性の高い基盤を整備するとともに、国と地方自治体職員との対話や人事交流を通じた人材育成の促進や、国が実施する研修内容及び人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの充実を行うこと。

通常提言

3 脱炭素社会の実現

(1) 地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、脱炭素化に向けた取組を国と地方自治体が連携して展開していくことが求められる。

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向け、商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すとともに、事業者の企業活動の脱炭素化を促進するため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

(2) 再エネ電力の地産地消に向けた支援の充実に加え、再エネ供給源となる地域とエネルギー消費地における地域間連携による再エネ電力の利活用を図るためのビジネスモデルの確立に対しても支援を行うこと。併せて、住民の生活環境、地域の自然環境や生物多様性の保全と両立するよう、必要な措置を講ずること。

(3) 水素を始めとした次世代エネルギーの需給拡大に向けて、国の主導による国際的なサプライチェーン構築や社会実装に向けた技術開発を進める企業への支援を進めるとともに、インフラ整備等を円滑に進めるための規制緩和や法整備の早期実現、水素供給拠点整備に対する支援の着実な実施に加え、需要家に対する支援の拡充を図ること。

また、各都市における再エネの地産地消に向けた水素利活用の取組が加速するよう、グリーン水素に関するサプライチェーン構築への支援拡充を図ること。

(4) 市域単位の水素の消費量のほか、再生可能エネルギー導入量・自家消費量等のデータの集計・提供について、早急に具体的対応策を講ずるとともに、より精緻な温室効果ガス排出量及び吸収量の算定に向けて必要な仕組みづくりを進めること。

(5) 「地域脱炭素ロードマップ」に掲げる脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業や、改正地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」における取組を推進すべく、課題を整理した上で、各地域の特性や創意工夫を踏まえた要件緩和などの柔軟な制度運用や財政支援及び拡充等を継続的に行うこと。

(6) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体内のGXに向けた人材の確保・育成の推進に対する財政支援を行うこと。

(7) 国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金の補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど財政支援を拡充すること。

4 物価高への対応に要する財政措置等

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、今後も市民生活や地域経済に深刻な危機が生じることが想定されるため、国の責任において、その対策について万全を期すとともに、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高による影響分を含めるなど適切に対応すること。

また、物価高に対応するための地方向け交付金による財政支援を行う場合は、財政力にかかわらず、必要な額を適切に見極めた配分となるよう、算定方法の見直しを行うこと。

5 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正

(1) 国が令和6年6月に公表した「地方創生10年の取組と今後の推進方向」では、地方創生の取組を進めてきたものの国全体での人口減少や東京一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、引き続き地方が厳しい状況にあるとしている。

地方における人口減少対策は、様々な社会情勢の変化に対応しながら、あらゆる分野での施策を総動員して取り組むことが重要であり、長期的な視点に立った息の長い取組となる。

については、地方自治体、とりわけそれぞれの地方で圏域全体の経済や生活を支える指定都市及び中核市が、地方創生の取組をこれまで以上に推進していけるよう、地域の実情を踏まえて必要とする財政支援をより強力に行うとともに、対象事業分野の更なる拡充や要件の緩和、手続きの簡素化等を図ること。

(2) 連携中枢都市圏構想については、平成26年度の制度創設以降、連携中枢都市となる指定都市・中核市等が積極的に圏域を形成し、コンパクト化

とネットワーク化による圏域の経済成長の牽引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

連携中枢都市圏は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて運用されている制度が、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、さらに広域連携の推進を図るための仕組みとして当該制度を「法定化」とするとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、財政措置を含む新たな支援制度を創設すること。

加えて、各基礎自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤及び人的サポートを行う体制の整備を行うこと。

- (3) 人口密集や地価の高騰など東京一極集中の課題が浮き彫りになるとともに、テレワークやウェブ会議システムの普及もあって、企業の地方移転の機運が高まっている。「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても、「地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。」とされており、東京一極集中の是正を図り、地方創生を確実なものとしていくためにも、企業拠点の地方移転を強力に後押しする制度が必要である。

地方拠点強化税制については、令和6年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、令和7年度までの適用期限であるため、令和8年度以降も特例措置を延長すること。

また、移転型について、東京23区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とするとともに、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。その上で、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。

さらに、テレワークの活用により、地方へ移転する企業や移住する社員の定着が進むことから、「新しい地方経済・生活環境創生本部」のもと、現行のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生テレワーク型）の対象

地域の追加及び内容の更なる拡充など企業の地方移転に伴うシステム構築に対する支援を充実させること。

6 二市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。とりわけ、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

7 地方分権・地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により10年後、20年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置するとともに、次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させ、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、多様な大都市制度を早期に実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるに当たっては、平成27年4月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口20万人程度から60万人程

度までの多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分のみによる一律の議論によらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成29年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

- (2) 現在、地方分権改革について「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意における創意工夫の趣旨を十分に酌み取ること。また、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、指定都市については、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。中核市については、権限移譲を希望する市が税源移譲を合わせて受けられるよう積極的な検討を行うこと。

- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制整備等における国と地方自治体との関係や都道府県と保健所設置市との関係等については、指定都市や中核市等とともに十分に検証し、その結果を踏まえて、希望する指定都市・中核市への事務・権限の移譲を行うとともに財政措置等を充実させること。

8 地方税財政制度の再構築

(1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方法人税は単に地方間の税収を再配分する制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

(3) 地方が必要とする一般財源総額について、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要や地方税等の収入を適切に見込むとともに、物価高への対応や、人事院勧告に伴う給与改定に要する経費などの追加の財政需要についても、地方財政計画に適切に反映した上で、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、指定都市・中核市に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、指定都市・中核市に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(4) 地方自治体の保有する基金は、災害など不測の事態に備え、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方交付税の削減は決して行わないこと。

- (5) 国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するための更なる財政措置を講ずること。

また、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置については、子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、国の責任と財政負担により、対象となる年齢の拡大や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

あわせて、令和8年度に導入が予定されている「子ども・子育て支援金」制度に係るシステム改修等の必要な経費については、地方自治体の意見を踏まえ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体内での準備期間や住民への周知期間を十分確保できるよう詳細な情報提供を行うこと。

- (6) 固定資産税は地方自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、国の経済対策等にこれを用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、令和3・4年度税制改正において講じられた土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例のような、課税標準額の上昇幅を抑制するなどの、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

さらに、家屋評価については、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、引き続き、現行の評価方法である再建築価格方式自体の抜本的な見直しも含めた検討を行い、一層の簡素化を図ること。

- (7) ふるさと納税制度について、令和元年度税制改正において一定の見直しがされたものの、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。また、返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が非常に大きくなっている。そうした課題が依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行い、更なる制度の適正化を図ること。

9 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

(1) 大規模地震や、豪雨災害が近年激甚化・頻発化しており、令和6年においても、元日に発生した令和6年能登半島地震や、7月の山形・秋田・島根の大雨被害といった激甚災害により、各地で甚大な被害が発生している。大規模災害の被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、被災地から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、さらに地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な存在である地方自治体の意見を十分に踏まえ、避難所環境の向上、災害弱者の支援、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、災害への備えに対する支援構築や一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化するとともに、十分な財政措置を早急に講ずること。

(2) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、トイレの洋式化・乾式化、空調設備の設置など、安全で良好な教育環境の改善を計画的に進められるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、実情に見合った基準単価への改正、補助率の引上げ及び補助要件の緩和に加え、地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等拡充を図る制度充実を図ること。

(3) 国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、砂防、上下水道などのインフラ施設の長寿命化対策、国土強靱化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

また、資材価格や労務単価等の高騰が長期化する中、地方自治体の公共工事が計画的かつ円滑に実施できるよう、国庫補助事業の基準単価や補助率の引き上げなどの対策を講ずること。

上水道においては、大量に更新時期を迎える老朽化した水道施設の更新・改良等のための事業費に対する財政措置の拡充を図るとともに、水道施設の耐震化の促進及び水道事業経営基盤の強化を図るため、現行の財政措置に係る要件の緩和や制度の拡充を図り、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

下水道においては、老朽化に伴う機能不全を防止するため、下水道施設の老朽化対策にかかる国庫補助を堅持するとともに、改築にあわせて実施する機能向上（機能向上改築）に対し、十分な財政措置を講ずること。また、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害や発生が危惧される大規模地震への事前防災として、浸水対策や地震対策について現在の規模を上回る財源を継続的・安定的に確保すること。

- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、国土強靱化基本法の改正を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、令和7年度以降、資材価格高騰等の状況を踏まえた必要額を、当初予算を含め、引き続き安定的に確保すること。

さらに、被災地支援に必要な地方整備局等の人員・資機材等の確保はもとより、事前防災対策及びインフラの老朽化対策等に取り組む地方自治体への支援を強化するため、防災・減災、国土強靱化のための組織体制について、令和7年度以降さらに充実・強化を図ること。